

こちら特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

たばこ裁判 北米でJT子会社敗訴

なぜ日本で原告勝てない？

日本たばこ産業(JTI)の子会社が一日、カナダ・ケベック州の裁判所から約千四百八十億円もの損害賠償を命じられた。

たばこの健康被害を巡る損害賠償訴訟は世界的に起こされ、メーカー側が膨大な額の負担を求められるケースも少なくない。一方、日本でも同種の裁判があったが、原告側の訴えは退けられてきた。この背景には何があるのか。

一日に判決が出たのは、JTの子会社「JTIマクドナルド」を相手取った集団訴訟の控訴審だ。原告の喫煙者らは一九九八年「たばこのリスクを十分説明せずに販売した」と提訴。二〇一五年、約二千億円の賠償を命じる判決が出され、JT側が控訴していた。JTのIR広報部は「上告を含めてあらゆる手段を検討する」とコメントを発表した。

「現代たばこ戦争」の著者、伊佐山芳郎弁護士は「米国のたばこ訴訟には一九五〇、八〇、九〇年代の三つの大きな波があり、三つの波以降は、たばこ会社側の責任が認められ、原告側の勝訴や和解に至るケースが目立ちだした」と解説する。

九〇年代半ばによく見られたのが、州政府がメーカー各社に医療費などを求めた訴訟。九八年には、大手四社が総額二十五兆円を四十六州に支払う和解に同意したと報じられた。



広範囲に広がるたばこの煙

喫煙者の健康は自己責任

「メーカー側もサポートを」

に沿ったものと言える。では、日本ではどうか。愛知県内の喫煙者ら五人がたばこ依存症などの健康被害を受けたとして、たばこの製造販売の禁止などをJTに求めた訴訟は九八年、原告側の訴えが棄却された。また全国の肺がん患者らがJTや国を相手に損害賠償訴訟を起こしてきたが、伊佐山弁護士は「原告側が勝ったという例は聞いたことがない」と語る。

最近では、横浜市内の元喫煙者二人が原告となった訴訟の控訴審判決が二二年にあったが、やはり原告が敗訴。代理人を務めた片山律弁護士は「米国などの裁判の被告は民間企業だが、JTはもともと国の専売公社で、今も事業法で『たばこを売ってください』と求められている。いわば法に守られている企業。争うのは簡単ではない」と語る。

さらに、片山弁護士は「日本で独特なのは『たばこは大人の嗜好品』『判断力のある大人が自分の判断でたばこを吸っている』と

受動喫煙を巡っては昨年七月、多く人が集まる建物内を原則禁煙とする改正健康増進法が成立したが、自らたばこを吸う「能動喫煙」による被害に対しては、司法判断は冷淡なようだ。

しかし、片山弁護士は「『喫煙者自身の健康被害は自己責任』と片づけられない。依存性や中毒性は高いと言えるのか。病気が出ててもメーカーは無関係で済むのか」と強調する。

全国がん患者団体連合会の天野慎一理事長も「喫煙者のサポートを厚くするべきだ」と訴える。「たばこをやめたくてもやめられない人がいるから、禁煙外来があるのだと思う。通院するようなたちへの対応を医療機関に委ねるのではなく、メーカー側も何かできることがないか模索すべきだ。厳しい判決が出た今だからこそ、JTは改めて考えてほしい」